

## 旧姓の通称使用の限界に関する指摘の例

(令和2年度に実施した意見募集等に基づく把握)

### 1 旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等

- (1) 税金関連の手続（税務書類（申告書等）、納税通知書等）
- (2) 銀行口座（一部で非対応）、クレジットカード（個社により異なる）

### 2 本人、企業等の経済的なコスト、負担等

- (1) 本人の旧姓併記、改姓の手続等にかかる金銭的負担、時間的負担
- (2) 企業、団体等における人事、給与管理上の負担（通称及び戸籍名の2つの名前での管理のためのシステム改修等のコスト、人事、給与手続の煩雑化）等
- (3) 個人識別の誤りのリスクやコストの増大

### 3 本人の心理的な負担等

- ・改姓や旧姓併記により婚姻、離婚等のプライバシーが公になる
- ・通称名と戸籍名の2つの姓の使い分けや併用に伴う負担や混乱 等

### 4 改姓によるアイデンティティの喪失

### 5 婚姻の妨げになっている

- ・実家の名字の存続の問題、事実婚の選択 等

### 6 渡航や外国生活における支障

- (1) 旧姓の使用場面が限定
- (2) パスポートの戸籍名と通称との違いに因る説明が必要

### 7 女性活躍の妨げになっている

- (1) 改姓による業績、研究実績（論文、特許等）、経歴の分断等
- (2) 事業承継における困難 等

※ 婚姻をした夫婦のうち約96%は女性が改姓（令和元年95.5%）

<参考> 上記以外の論点

- ・複数の「旧姓」の存在
- ・旧姓併記≠旧姓使用

## 旧姓の通称使用の限界に関する指摘の例

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見	
<b>1 旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等</b> <p>(1) 税金関連の手続(税務書類(申告書等)、納税通知書等)</p>		
<p>所得税、地方税及び固定資産税の納税通知書及び領収書はいずれも戸籍名のみで表記され、特に所得税については、納税名義にも還付名義にも婚姻前の氏は使用できないこと &lt;令和2年9月16日広島高裁判決&gt;</p>	<p style="margin-left: 2em;"><b>&lt;現状等&gt;</b></p> <p><b>【国税関係】</b></p> <p>国税通則法第124条第1項において、「国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類(以下この条において「税務書類」という。)を提出する者は、当該税務書類にその氏名(法人については、名称。)を記載しなければならない。」と規定されており、氏名については、戸籍上のものを記載することとしている。</p> <p>納税名義や還付名義等、後続の手続についても同様に戸籍上の氏名となる。</p> <p><b>【地方税関係】</b></p> <p>また、地方税法第1条第1項第6号において、納税通知書に記載すべき事項として「納税者の住所及び氏名」等と規定されている。</p> <p>納税通知書に記載する氏名は戸籍名であるとの明文の規定はないが、個人を特定する氏名は戸籍名であるというのが原則的な考え方であり、行政実例においても同様の考え方を示している。</p>	<p>○ (中略) 私自身も勤務先では旧姓使用していますが、税金に関わるところなどは戸籍姓名と旧姓の紐づけが必要で、総務担当者に負担をかけていること申し訳なく思っています。かといって、戸籍姓で働くとなると顧客や同僚が私の姓を覚えなおす手間、メールアドレスなど氏名に紐づけられた情報の変更など手続きが多く、会社にとっても大きなマイナスです。(以下略) (30代女性・意見募集※1)</p> <p>○ 旧姓の通称使用を拡大することは、二つの姓の使い分けが必要となるため、本人および雇用者にコストと労力をかけています(会社で旧姓を通称使用している場合であっても、給与計算、年末調整、出張の手配、経費精算、契約書の取り交わし等は戸籍名が求められる場合が多いです。例えば何らかの契約書にサインをする場合でも、通称(旧姓)で可能なのか、戸籍名でなくてはいけないのか、確認が必要となります。役職や職務範囲によっては確認作業が頻繁に発生するため、積み重なると大きな手間・時間ロスとなります)。(30代女性・意見募集※1)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
(2) 銀行口座(一部で非対応)、クレジットカード(個社により異なる)	
<p>婚姻前の氏を用いて銀行口座を開設したり、クレジットカードを作成したりすることができるか否かは、金融機関・カード会社により対応が異なる &lt;令和2年9月16日広島高裁判決&gt;</p>	<p>○ (中略) 住民票の旧制&lt;原文ママ&gt;併記制度が始まっておよそ1年たちますが、周知が十分とはいえません。たとえば、すべての金融機関で旧姓の口座開設ができるわけではありません。パスポートの旧姓併記におよんでは、外国で不審がられ犯罪者扱いをされる元になってしまいます。通称使用の拡大では問題の解決にはなっておらず、かえって女性個人の負担が増大するだけです。 (以下略) (50代女性・意見募集※1)</p> <p>○ 旧姓で仕事をしています。至る所で、旧姓使用届け等を提出させられます。また、給与や謝金の振込口座は旧姓（仕事上の名義）で、複数の仕事先に登録しているが、銀行からは戸籍姓でなければ、その銀行のあらゆる手続きが出来ないと言われ、ATMでの出し入れくらいしかできません。旧姓併記の住民票などを示しても頑なに断られます。仕事をする上で、結婚して夫の姓を名乗ることには何も抵抗はありませんが、戸籍姓が変わることでこれほど困るとは思っていませんでした。 (50代女性・ewoman※2)</p>
	<p>○ (中略) 私は結婚してから旧姓を通称していますが、例えば以下の混乱や支障があります。 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座やクレジットカードの登録をどちらの名前でしたかわからなくなる。管理が面倒くさい。一人の人間が二つの名前でカードや口座を持っていること、おかしくないですか？ (以下略) (30代女性・意見募集※1)</li> </ul> <p>○ (中略) 実際には旧姓併記をしても、銀行等での旧姓の証明に使えず、結果として新姓に名義変更、口座開設を強いられる。その為、なし崩し的にクレジットカード、他の登録等も新姓に変更する必要が出てくる。よって、旧姓併記をしても、実生活では一番使いたいところで使えないといったことが現状である。 (以下略) (20代女性・意見募集※1)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
<b>2 本人、企業等の経済的なコスト、負担等</b>	
<b>(1) 本人の旧姓併記、改姓の手続等にかかる金銭的負担、時間的負担</b>	<p>○ (中略) 法的な書類には戸籍名が記載されるため、旧姓の通称利用が拡大しても、“通称”であることには変わりなく、戸籍上の名前ではない名前を使うことになります。旧姓の通称利用が拡大しても全ての機関で使えるようになるには時間がかかることや、身分証明書等には戸籍上の姓を記載することでの身分証明となるならば、管理の煩雑さや改正の手間は現在と変わりません。また、改姓する人だけでなく、改姓をするために関わる人(役所や銀行等)も手間、時間を割くことになり、人件費がかかります。 (以下略) (20代女性・意見募集※1)</p> <p>○ (中略) 結婚改姓し20年以上経ちますが、いわゆる旧姓を通称として、職場やボランティアで使用しています。戸籍上の姓と、自分の生まれてからの本来の姓と、二つの使い分けはとても煩わしく、めんどうです。資格証の書類にも、旧姓を記載するためには、更新のたびに申請書を記入し改姓の証拠書類をいちいち添付しなければならず、費用と手間がかかります。</p> <p>旧姓の通称使用により、女性の社会生活の便宜が図られると書かれていますが、全ての場面において便宜を図れるのでしょうか？ 運転免許証、銀行口座、パスポート、クレジットカード、携帯電話の契約、生命保険、印鑑登録、納税、等々全てにおいて、です。旧姓使用のための書類を出さなければならないような手続きが必要とされるようであれば、不便です。 (以下略) (50代女性・意見募集※1)</p> <p>○ 所属機関である研究所や大学の給与の振込口座名（戸籍名）と、講義をする時の旧姓が一致しないため、毎回、戸籍（姓が変わったことがわかるもので、有償）の提出を求められる。旧姓使用届は提出していても、年度ごとに再申請が必要な機関が多い。 (50代・女性科学者の会アンケート※3)</p> <p>○ 仕事（研究）は旧姓で活動。国家資格は仕方なく戸籍姓に（変更に平日の時間と手数料発生。確か2000円×2。本籍地変更と姓変更で2変更！）。国内学会理事就任の際、私だけ戸籍抄本付きで書類を内閣府に提出（旧姓使用なので使用姓の証明のために要るとか。当時、住民票では旧姓を迫れなくて、遠い本籍地からその度に取り寄せ。1000円程度×4回）。この面倒さは体験してもらわないとわからない。負担感を主に女性側に押し付けているうちは女性の活躍はないし、社会は変わらない。 (50代女性・ewoman※2)</p> <p>○ 身分証明を常に2種類持ち歩く必要があること (60代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ 人事関係の書類はどうしても本籍の名前でないといけなく、名前を使い分けるのが面倒 (40代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ 仕事では全て旧姓を使用している(認められている)が、病院やパスポートでは結婚によって変わった苗字を使用せざるを得ない。印鑑をいつも二つ持ち歩いており、その場に応じて二つの姓を使い分けせざるを得なく大変不便だ。 (50代・女性科学者アンケート※3)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等		不便・不都合等に関する意見
(2) 企業、団体等における人事、給与管理上の負担(通称及び戸籍名の2つの名前の管理のためのシステム改修等のコスト、人事、給与手続の煩雑化)等		
① 通称及び戸籍名の2つの名前の管理のためのシステム改修等のコスト	<不便・不都合の概要> 通称使用の者について、その管理等のための人事・給与システム等の改修に要する金銭的コストがかかること	<p>○ (中略) 日本以外の国で、夫婦同姓を法律で強制している国はなく、また、国連女性差別撤廃委員会からも選択的夫婦別姓制度の導入勧告を受けている。旧姓の通称としての利用を拡大するためには、免許証や保険証など、公的な証明書に旧姓を含め管理するために各種システムの改修など多額の費用が必要になる。(以下略) (50代女性・意見募集※1)</p> <p>○ (中略) 2 (※意見募集時の素案の項目。以下同じ。) に「旧姓の通称としての使用の拡大や周知」とあるが、旧姓の通称利用を&lt;原文ママ&gt;拡大は不要。根本的な問題を解決するため3の「選択的夫婦別姓制度の導入」を一刻も早く導入してほしい。(中略) 旧姓の通称としての利用を拡大するためには、免許証や保険証など、公的な証明書に旧姓を含め管理するために各種システムの改修など多額の費用が必要になる。(以下略) (50代女性・意見募集※1)</p>
② 人事、給与手続の煩雑化	<不便・不都合の概要> 通称使用の者について、その把握や、給与計算、年末調整、出張手配等の各種手続時に、別途様々な確認等を要すること	<p>○ (中略) 旧姓の通称使用の拡大ではなく、夫婦別姓も選択肢として認めてください。旧姓の通称使用を拡大することは、二つの姓の使い分けが必要となるため、本人および雇用者にコストと労力をかけています(会社で旧姓を通称使用している場合であっても、給与計算、年末調整、出張の手配、経費精算、契約書の取り交わし等は戸籍名が求められる場合が多いです。例えば何らかの契約書にサインをする場合でも、通称(旧姓)で可能なのか、戸籍名でなくてはいけないのか、確認が必要となります。役職や職務範囲によっては確認作業が頻繁に発生するため、積み重なると大きな手間・時間ロスとなります)。(以下略) (30代女性・意見募集※1)</p> <p>○ (中略) 10年ほど前に一般企業に勤めていましたが、事務処理が煩雑になるために通称使用を拒まれ、断念しました。一応、通称を用いることもできると社則に明記されていましたが、通称使用はあくまでもニックネームとしての扱いでした。通称では身分証明ができないことから、就業する上では戸籍名の併用が必須となり、名前の二重管理を本人にも企業にも強いられることになります。前回の世論調査でも、これから結婚する世代は別姓容認派が過半数であることから、早急に別姓を法制化すべきと考えます。(40代女性・意見募集※1)</p> <p>○ 選択的夫婦別姓の導入を、雇用の観点からもご検討ください。片方が性別を変える場合の変更にかかる手間コストは、本人だけにとどまらず、書類上の氏名変更に伴う手続きに企業も公的機関も負担しています。選択的夫婦別姓を導入することにより、希望する人が旧姓のままでいることで、多くの時間が失われずに済むのではないか。今現在、婚姻に姓を変更した場合の変更コストは、変更した本人が勤め人の場合は、有給休暇を取得するなどして行っています。これは労働の面でも、男女不平等ではないのでしょうか。また、自営業や会社役員・代表の場合や、資格や免許が必要な仕事の場合は、さらに手続きが煩雑になり、そのため事実婚を選ぶ人や、婚約解消となった人々もいます。(以下略) (30代女性・意見募集※1)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
<p>(3) 個人識別の誤りのリスクやコストの増大</p> <p>&lt;不便・不都合の概要&gt;</p> <p>一人の人間が、場面に応じて(旧姓の通称使用が許容される範囲に応じて)通称名と戸籍名の2つの姓を使い分けることとなる。このため、医療機関等において、別の患者と取り違えられたり、患者本人であることが認識されないなどにより重大な問題につながる可能性や、金融機関において、旧姓名の口座と戸籍名の口座を別々に作成して悪用される等の懸念がある。</p>	<p>○ (中略) 旧姓使用には限界があります。住民票やマイナンバーカードへの旧姓併記が認められた現在でも、金融機関や医療機関で旧姓使用が認められないことはご存知かと思います。金融機関や医療機関が悪いではありません。不正や患者の取り違えなどを防ぐことを考えれば当然の判断です。個人が法的な氏名を複数持つことは社会的なデメリットが大きすぎます。私自身も勤務先では旧姓使用していますが、税金に関わるところなどは戸籍姓名と旧姓の紐づけが必要で、総務担当者に負担をかけていること申し訳なく思っています。かといって、戸籍姓で働くとなると顧客や同僚が私の姓を覚えなおす手間、メールアドレスなど氏名に紐づけられた情報の変更など手続きが多く、会社にとっても大きなマイナスです。(以下略) (30代女性・意見募集※1)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
<p><b>3 本人の心理的な負担等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改姓や旧姓併記により婚姻、離婚等のプライバシーが公になる</li> <li>○ 通称名と戸籍名の2つの姓の使い分けや併用に伴う負担や混乱等</li> </ul>	<p>○ (中略) 仕事で旧姓の通称使用をすると、1人に2つの名字が存在するという状態になり、氏名が関わる人事システムなどを変更しなくてはならなくなり、この書類は旧姓？新姓？判子はどちらを押す？など混乱が生じ、女性にも、女性の働く職場にも大きな負担となる。さらに結婚や離婚といったプライバシーが知られたくないでも、周知されてしまうのも大きな負担だ。 (以下略) (30代女性・意見募集※1)</p> <p>○ (中略) 学会理事など旧姓併記ができるようになってきていますが、これは婚姻状態にあるかどうかのプライバシー侵害にもなり得ます。安心して家族生活と研究生活を同時にやっていけるようにするためにも、旧姓併記、通称などといった混乱やプライバシー侵害をまぬく施策ではなく、選択的夫婦別姓の実現が不可欠です。 (以下略) (40代男性・意見募集※1)</p> <p>○ 「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じることのないよう、旧姓の通称としての使用的拡大やその周知に取り組む」とありますが、保険証やパスポート、マイナンバー、運転免許証、学籍などそれぞれに異なる形で「旧姓の通称の使用」が組み込まれると、却って姓を変更した側にとって煩雑な面が出るのではないかと危惧します。また、それぞれの身分証明を使用する場で、都度既婚かどうかというプライバシーが侵害されることも問題です。 (以下略) (20代女性・意見募集※1)</p> <p>○ e-rad (府省共通研究開発管理システム) の登録が括弧書きで戸籍姓が表示されたり、税金関係は戸籍姓での手続きになるので、学内の経理システムでの私の名前は戸籍氏名と旧姓名が併記されるので、わざわざそういう状況ですよとアピールしている状況になっている (以下略) (40代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ 給与明細など。旧姓で仕事をしていたら「あー離婚したんだ」と茶化された。 (50代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ 仕事のように認められた場では落ち着いて旧姓を使用しているが、病院やパスポートなど旧姓使用が認められない場では結婚によって変わった苗字を使用せざるを得ない。自分の中に二人の別人が存在するようで、耐え難いと感じる。 (以下略) (50代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ (中略) 私は改姓を希望しましたが、婚姻届のために改姓しました。姓変更の各種手続きのための手間、時間、お金の負担が大きく辛かったです。改姓してしばらく経ちますが、生まれもった氏名で生きられない精神的負担が続いている。 (以下略) (ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4)</p>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
<b>4 改姓によるアイデンティティの喪失</b>  改姓によるアイデンティティの喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性が改姓を望まないなら、女性も望まない人がいて当然の権利です。姓名は、生まれもった自分のアイデンティティのひとつです。 (40代女性・意見募集※ 1)</li> <li>○ 改姓を余儀なくされアイデンティティの喪失を感じました。職場でも否応なしに結婚を開示され、プライバシーも公になってしまいました。 (30代女性・意見募集※ 1)</li> <li>○ 自分の旧姓に愛着があったこともあり、特に旧知の方に新姓で呼ばれることに自分が喪失するような違和感を感じた。 (以下略) (40代・女性科学者アンケート※ 3)</li> <li>○ 氏はアイデンティティです。結婚しても氏を変えたくありません。私自身は婚姻時に仕方なく改名しましたが、変えたくありませんでした。これから結婚する若い世代には選択肢を与えて下さい。 (ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※ 4)</li> <li>○ 名前が変わる、つまりアイデンティティを結婚とともに、失うのは嫌です。 (以下略) (ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※ 4)</li> </ul>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
5 婚姻の妨げになっている	
実家の名字の存続の問題、事実婚の選択 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性のアイデンティティー、生れた家を残す選択ができるようにしてほしい。 (ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4)</li> <li>○ 私含めて周り姉妹も、長女として名字を継ぎたかった人が多い。でも現在は日本では女が変えて当たり前、っていう圧力が多すぎる。（以下略）（ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4）</li> <li>○ 夫も私も、自分の名前を看板として海外とも仕事をする研究者です。日本の旧姓使用ルールは海外では通用しないことが多く、名前を変えると仕事で不都合が生じます。そのため、事実婚を選択しました。そのようなカップルが私の知り合いだけで5組います。（以下略）（ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4）</li> <li>○ 事実婚を選びました。理由は独身時代から自分の姓の屋号で自営業をしており、その名で仕事をしていたからです。夫は夫の姓で仕事をすれば良いし、私は私で仕事をしてきたし、またして行きたかったのです。（以下略）（ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4）</li> <li>○ 会社を経営しています。姓を変えると会社の登記も変更しなくてはいけません。もちろん無料ではありません。合計するとかなりの経済的負担です。私の場合は自分の姓を選べないなら結婚は難しいです。（ユース団体の署名活動で寄せられたコメント※4）</li> <li>○ （経営者だけでなく）男女共に、ある程度社会的な立場が確立されると、どちらかが姓を変えるのはデメリットでしかなく、結果として事実婚を選ぶ人が増えると思います。（女性企業経営者アンケート※5）</li> <li>○ どちらかの姓を選ばなくてはならない婚姻制度は、結婚をためらう原因の一つにはなっていると思います。（女性企業経営者アンケート※5）</li> </ul>

不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等		不便・不都合等に関する意見
<b>6 渡航や外国生活における支障</b>		
<b>(1) 旧姓の使用場面が限定</b>		
<p>○ (中略) 旧姓の利用をいくら拡大しても海外では通用しません。海外におけるIDはパスポートであり、パスポートは戸籍名だからです。別名併記をしても、ビザを別名で取れないことは外務省のサイトに記載されています。そうなると、例えば海外出張先に「今まで鈴木という名前でやりとりしており、メールアドレスも鈴木ですが、現地では高橋という名前です」という説明が必要になります。その際に失われる信頼は、鈴木さん個人にとどまらず、所属する会社や国に波及するでしょう。選択的夫婦別氏制度の早期法制化を望みます。(30代女性・意見募集※1)</p> <p>○ 選択的夫婦別姓を制度化するべきです。仕事における旧姓使用は多くの問題があります。まず、旧姓使用がそもそもみとめられない会社や職場は多くあります。認められる場合でも、社内で給与人事関係、出張時の航空券やホテル予約、など多くの場面で、通称と戸籍姓を使い分けないといけないので、非常に煩雑です。また、海外出張時にパスポート、航空券、クレジットカード、仕事上の書類（通称で書かれた学会の招待状など）などの氏名が一致していないと、トラブルに見舞われる可能性があります。(以下略)(40代男性・意見募集※1)</p>	<p>○ (中略) 旧姓併記については、これまで厳格な要件の下で認められてきたが、令和3年4月1日以降、その要件を緩和するとともに、併記されたものが旧姓であることを分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとし、より円滑な渡航や滞在が可能となるよう措置。</p>	
<b>(2) パスポートの戸籍名と通称との違いに関し説明が必要</b>		
<p>○ 海外学会の招待講演など。パスポートは戸籍名であるが、航空券の予約やホテルの予約をしてくださるときに、パスポート名はこれですが、講演者名と違いますが、同一人物です、と、いちいち説明しなければならない。日本では、旧姓使用でほとんど不便は感じない。(50代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ (中略) 國際会議の発表者として招待されたとき、パスポートの名前と通称が異なっており、事情を説明するのが大変だった。(以下略)(60代・女性科学者アンケート※3)</p> <p>○ (中略) 戸籍名を変えた上で仕事に旧氏を使い続けた場合、仕事で使う名前とパスポートに記載された名前が一致せず、ビザの取得やその他のパスポートを提示する場面において必要な説明や書類が増える。また、海外で通称名を利用するのは「なりすまし」を疑われるリスクがある。(以下略)(20代男性・意見募集※1)</p>	<p>○ (中略) 渡航や外国生活において、パスポート記載の戸籍名と仕事上使用している旧姓とが一致しないことにより、説明を用したり、なりすましを疑われたりすることがある。</p> <p>○ 国外への渡航・居住時等に別人への成り済ましを疑われるなどの問題が生じることく令和2年9月16日広島高裁判決記載事項&gt;</p>	

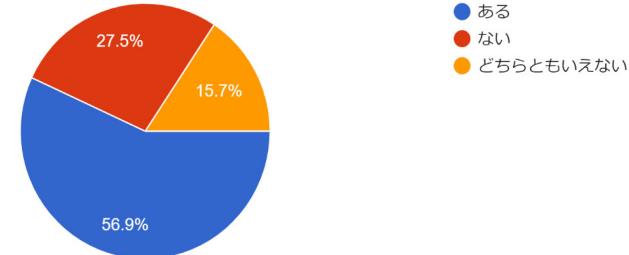
不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等	不便・不都合等に関する意見
7 女性活躍の妨げになっている	
(1) 改姓による業績、研究実績(論文、特許等)、経歴の分断等	<p>○ 私は研究職ですが、研究職で共働きだったりした場合、研究歴途中での改姓は極めて不利であることから、夫婦のどちらかが旧姓通称利用、あるいは事実婚、ということになることが多いと思います。選択的夫婦別姓が導入されていないことは日本の将来にとって由々しきことです。（中略）旧姓が法的な氏名でない以上、旧姓で海外を相手に研究者として戦っていくことは困難です。日本以外に非改姓で婚姻できない国はなく、理解も得られません。（以下略）（40代男性・意見募集※1）</p> <p>○ （中略）若い研究者（特に女性）が、将来結婚で改姓してしまう可能性がある、ということで、「教科書に名前を残す」「名前を売って良いポジションにつく」といった、研究者として重要なモチベーションが低くなり、結果として研究者として活躍する女性を少なくしてしまっていると思います。人口の半分を占める女性の活用がうまくいっていない状況で、世界と伍して日本が科学技術立国を続けるのは困難です。（以下略）（40代男性・意見募集※1）</p> <p>○ 現在法律婚において96パーセントの女性が改姓を強いられている点で、現行の法だけで男女平等が実現できるとはとても言えない状況である。そこで、旧姓の通称使用では問題解決にならないという意見は多くある。たとえば旧姓で登録できたものと改姓後の姓で登録したものが自分でもわからなくなってしまうこと、重要な法的契約、登記、投資や海外渡航の際には改姓後の姓を使用することを強制されること、株取引において多額の手数料が必要となること、研究や論文で積み上げてきたものが自分の功績とすぐに認められなくなることなどである。（以下略）（20代女性・意見募集※1）</p> <p>○ 今は離婚していますが、結婚、離婚で論文検索繋がらない！腹立たしく思います。（60代・女性科学者アンケート※3）</p> <p>○ 旧姓時代の実績や成功が起業や経営と結びついているのだが結婚という次元の違う理由でそのつながりが切り離される。（女性企業経営者アンケート※5）</p> <p>○ 年度が替わった時に、突然自分の研究成果がゼロになったことがあった。所属機関では研究成果が給与と連動しているのでシャレにならないのだが、職員名簿の更新時に旧姓使用の反映がされなかつたという理由らしい。そのほかにも、現在の旧姓使用の状況は、人的ミスを誘発しやすく、被害を受ける旧姓使用者本人が気を付けておく、というのがスタンダードになってしまっている。家族の形として夫婦別姓を望まなくとも、仕事上の不都合が多いために別姓を選択せざるを得ないケースも出てくるようと思う。マイナンバーなどをうまく使用するなどして、社会生活上の不都合を回避してほしい。（50代・女性科学者アンケート※3）</p> <p>○ 国内であっても特許など旧姓が認められないような場面もまだ存在します。これまでどおりいちいち法改正するのも無理があります。（40代男性・意見募集※1）</p> <p>○ 特許では、旧姓が認められていないため、同一人物とみなされず、混乱をきたした。（女性企業経営者アンケート※5）</p> <p>○ （前略）特許は結婚後の姓となり、同一人物であることが不明になり、訴訟にも影響する可能性があります。業績上も著しく不利となります。（60代・女性科学者アンケート※3）</p>

## 不便・不都合等の概要／現状／制度上の取扱等

夫婦別姓アンケート(2021年4月 日本女性科学者の会実施) 抜粋

※アンケート対象者102名中51名の回答

旧姓を使用されている方にお聞きします。生活する中で不都合がありますか？  
または、ありましたか？



## (2) 事業承継における困難 等

## &lt;不便・不都合の概要&gt;

経営者にとっては、配偶者の姓に合わせることにより、創業家としてのファミリーネームとの齟齬が生じ、ファミリービジネスとしてのブランド棄損につながる可能性があること

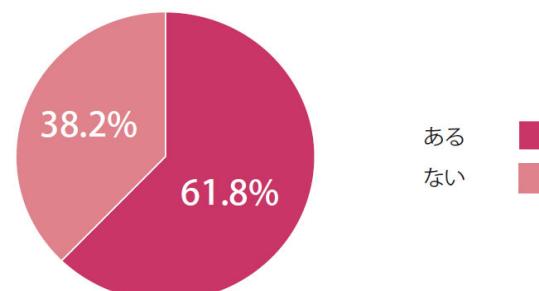
○ 創業者は父ですが、私は配偶者の姓を名乗っています。姓が違う事で、あなた誰？と取引先や銀行に言われた。（女性企業経営者アンケート※5）

○ 事業承継を行っている経営者にとっては、配偶者の姓に合わせることにより、創業家としてのファミリーネームとの齟齬が生じ、これがファミリービジネスとしてのブランドの棄損にもつながっているという実態も見えてきます。事業承継において後継者難に苦しむ中小企業が多い中、女性が事業・経営を承継する際に遭遇するハードルの一つとして認識できます。（女性企業経営者アンケート結果概要）

## 夫婦同姓問題に関する女性企業経営者向けアンケート(2021年4月 一般社団法人日本跡取り娘共育協会実施) 抜粋

※アンケート対象者:191名

婚姻・離婚に伴って姓を変更することに伴い、企業経営者として  
不便・不都合を感じたことはありますか？



- 不便・不都合に関する意見は、次の調査等に寄せられた意見から抜粋した。

※1 第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての公聴会及び意見募集に寄せられた意見より引用

※2 株式会社 イー・ウーマン ウェブサイト「ewoman」において実施された「イー・ウーマン調査」に寄せられた意見より引用（URL：<http://www.ewoman.jp/entaku/info/id/3615/times/2>）

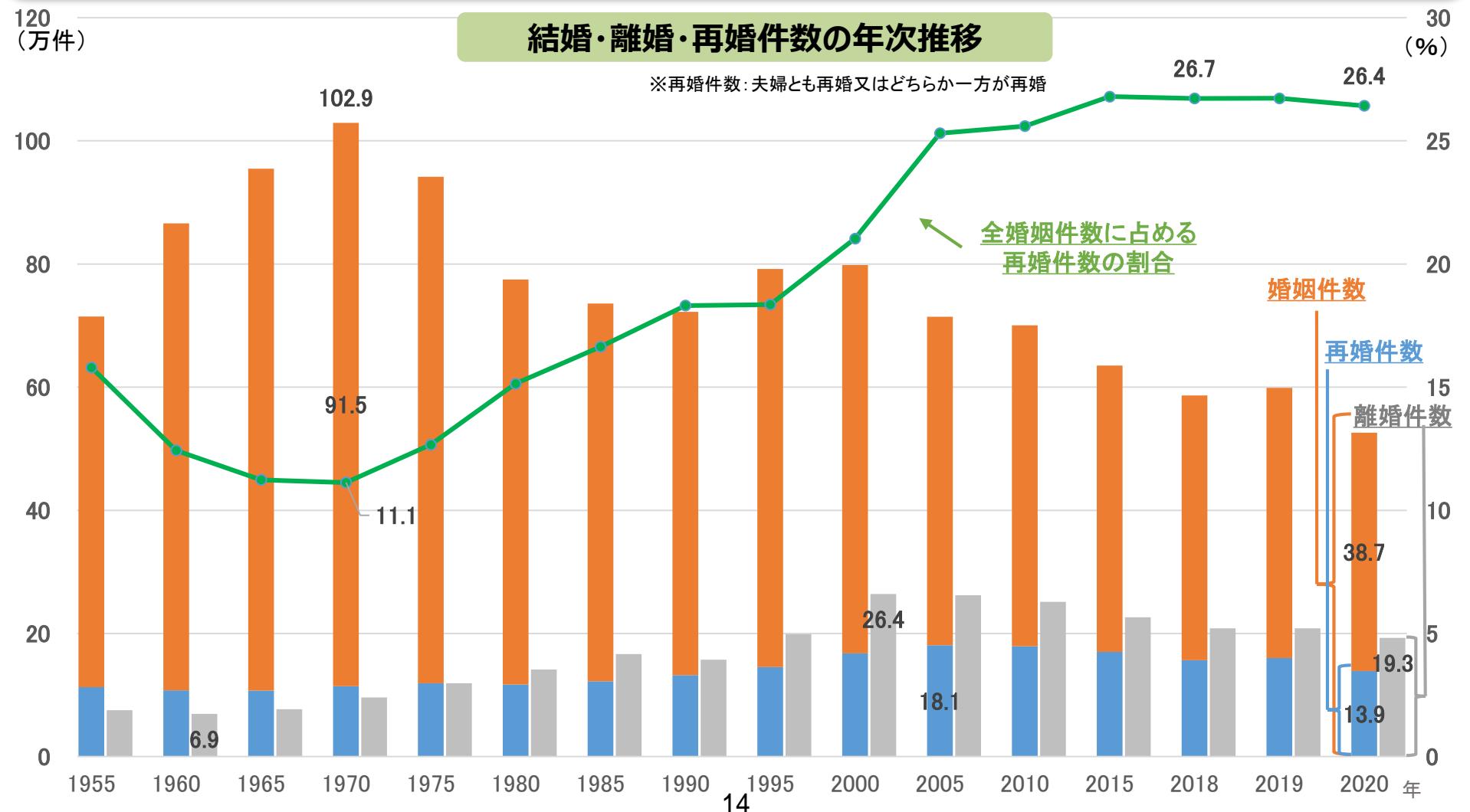
※3 日本女性科学者の会「夫婦別姓アンケート」（2021年4月実施）より引用

※4 ユース団体（30歳未満の若者によるプロジェクト「#男女共同参画ってなんですか？」）による選択的夫婦別氏制度の導入を求める署名活動で寄せられたコメントより引用。  
(2020年12月2日に3日間で集まった3万名を超える署名が男女共同参画担当大臣に提出された。)

※5 夫婦同姓問題に関する女性企業経営者向けアンケート結果報告より引用（URL：<https://atotorimusume.com/file/2100506-report.pdf>）

# 離婚・再婚の動向

- ・離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。  
近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている



(厚生労働省「人口動態統計」より作成。)